# 入札説明書

令和6年旭川市告示第659号に基づく一般競争入札(以下「入札」という。)については、旭川市契約事務取扱規則(昭和39年旭川市規則第22号)その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年12月18日
- 2 契約担当部局

〒070-8003 旭川市神楽3条7丁目 旭川市教育委員会社会教育部文化振興課大雪クリスタルホール 電話 0166-69-2000 FAX 0166-69-2001

- 3 入札に付する事項
  - (1) 入札件名 大雪クリスタルホール照明装置更新業務
  - (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
  - (3) 概要 仕様書のとおり
  - (4) 履行場所 仕様書のとおり
  - (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

# 4 入札参加資格

入札参加者は,次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市建設工事等入札参加資格者名簿において地域区分「11市内」,格付業種「電気工事」,格付等級「A」の入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入 札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名 停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定,民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等,経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係及び

人的関係については15(3)を参照。)。

(6) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に本店を有する者であること。

### 5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められ た者は、この一般競争入札に参加することができない。

# (1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(2) 提出期間

令和6年12月18日(水)から令和6年12月26日(木)までの旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

- (3) 提出場所 2に同じ。
- (4) 提出方法 持参又はファクシミリによること (郵送による提出は認めない。)。
- (5) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者(以下「申請者」という。)には、申請書に受領 印を押印の上、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。なお、申請書及 び確認資料を提出したにもかかわらず、写しの交付が無い場合は、2の担当部局に連絡し 確認すること。

# (6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和7年1月6日(月)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を持参により提出があった者にあっては直接、ファクシミリにより提出があった者にあってはファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあっては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあっては、入札参加資格がない旨及びその理由 並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

#### (7) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断 で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

## 6 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

- ア 提出期間 令和7年1月8日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 2に同じ。
- ウ 提出方法 持参によること (郵送又はファクシミリによる提出は認めない。)。
- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、令和7年1月10日(金)までに説明を求めた 者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

### 7 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書等の内容について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
  - ア 提出書類 質疑応答書(様式第7号)
  - イ 提出期間 令和7年1月8日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
  - ウ 提出場所 2に同じ。
  - エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供する。
  - ア 閲覧期間 令和7年1月17日(金)までの休日を除く,午前9時から午後5時まで イ 閲覧場所 2に同じ。

# 8 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
  - ア 入札日時 令和7年1月20日(月) 午前10時
  - イ 入札場所 旭川市神楽3条7丁目 大雪クリスタルホール2階レセプション室
- (2) 開札

入札後直ちに(1)の場所で行う。

- (3) 入札方法
  - ア 入札書 (様式第6号) を持参し投函すること (郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)。
  - イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用の上,入札指定時刻の10分前までに確認結果通知書を提示し,受付を終え,入札会場内で待機すること。
  - ウ 旭川市委託契約等競争入札心得(以下「入札心得」という。)を承知すること。

# 9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札,申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 10 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合

は免除する。

- (3) 契約書作成 要する。
- (4) 契約条項 委託契約書(案) のとおり
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 最低制限価格の設定 無
- (7) 支払条件 後払いとする。

### 11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため,当該契約の入札を延期又は中止することがある。 また,入札執行の際,入札者が1人以下の場合は,入札を中止することがある。なお,中止 となった場合でも,申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

# 12 入札執行回数

2回を限度とする。

## 13 議会の議決

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年旭川市条例第14号)の規定により旭川市議会の議決に付さなければならないため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

## 14 現地の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画の適用

この入札は、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン又は北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する旭川市における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画(平成31年旭契第37号)を適用するものである。

### 15 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市契約事務取扱規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 4(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

## ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の 関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合
  - (ア) 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合
- (4) 落札者決定後、令和7年1月27日(月) までに仮契約の締結を行うものとする。
- (5) 落札決定から本契約の締結までの間に旭川市が落札者を指名停止とした場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わない。この場合において落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる一切の損害の賠償を請求することができない。
- (6) その他入札に関する問合せ先 2に同じ。